

府中市障害者通所交通費給付事業実施要綱

平成6年3月30日

告示第31号

改正 平成11年 3月 1日告示第17号

平成11年 3月 3日告示第22号

平成14年 5月23日告示第72号

平成17年12月21日告示第133号

平成23年 3月30日告示第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、施設に通所する障害者の経済的負担の軽減及び福祉の増進を図るため、通所に要する交通費の一部を給付するものとし、その給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 前条の給付は、市内に住所を有し、次の各号に掲げる施設に公共の交通機関又は交通用具を利用し、1月に5日以上通所する障害者とする。ただし、自転車、無料の送迎用車両等交通費のかからない交通手段を利用する場合を除く。

(1) 府中市心身障害者就労促進事業実施要綱（昭和58年府中市告示第31号）

に規定する障害者就労促進事業所

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年号外厚生労働省省令第19号）及び府中市地域生活支援事業実施要綱（平成19年府中市告示第166号）で定める障害福祉サービスのうち、次に掲げる事業を実施している事業所

ア 生活介護

イ 自立訓練

ウ 就労移行支援

エ 就労継続支援B型

オ 日中一時支援事業（創作的活動又は生産的活動の機会の提供を主たる事業とするD型の地域活動支援センターに限る。）

(給付)

第3条 交通費の給付額は、通所日数によるものとし、1日135円を限度とする。

ただし、次の各号に掲げる額と比較し、いずれか少ない額を給付するものとする。

(1) 公共交通機関交通費（1月当たり）の2分の1の額

(2) 交通用具を利用する者（片道2キロメートル未満の者を除く。）の場合、国家

公務員通勤手当を基準とした額の2分の1の額。

(3) 施設の送迎用車両を利用の場合、施設に支払う額（1月当たり）

2 前項第1号及び第2号に定める、公共交通機関交通費（1月当たり）及び国家公務員通勤手当の算定年月は毎年4月1日現在の額とし、社会経済変動に伴う額の改定等については、これを適用しないものとする。

(給付申請)

第4条 交通費の給付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに府中市障害者通所交通費給付申請書（別記様式第1号）及び通所状況（変更）届（別記様式第2号）を施設長の証明を受けて市長に提出しなければならない。

2 給付金を受けようとする者は、給付申請に関し、所定の委任状（別記様式第3号）により施設長に委任することができる。

(給付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書及び届を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は、府中市障害者通所交通費給付決定通知書（別記様式第4号）により施設長を経て通知するものとする。

(給付時期)

第6条 交通費の給付は、毎年1月、4月、7月及び10月の4期に行い、それぞれ前月分の交通費を給付する。

(給付金の支払い)

第7条 市長は、給付金の支払いについて、府中市障害者通所交通費給付事業給付金口座振替（変更）依頼書（別記様式第5号）により、申請者の指定する金融機関の口座に振り替えることができる。

(給付金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって給付金の給付を受けた者がいるとき、又は給付金の給付が不適當であると認めるときは、その給付決定を取り消し、既に給付した給付金の全部の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月1日告示第17号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の府中市障害者通所交通費給付事業実施要綱の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年3月3日告示第22号）

この告示は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成14年5月23日告示第72号）

この告示は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則（平成17年12月21日告示第133号）

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月30日告示第50号）

この告示は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。